運送事業者に対する行政処分（令和３年４月分）

（自動車運送事業安全監理室）

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点　数	営業所 点数
一般乗合	令和3年4月26日	株式会社敷浪タクシー （法人番号4220001015 814）　代表者源野正和	石川県羽咋郡宝達 志水町敷浪ホ90-2	本社営業所	石川県羽咋郡宝達 志水町敷浪ホ90-2	輸送施設の使用停止 （10日車）	道路運送法第27条第3項	令和2年10月26日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。